

国民健康保険税の特別徴収を口座振替へ変更できます

特別徴収（年金からの天引き）から口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、役場保健福祉課または由岐支所住民室に申し出をしてください。（申し出については随時受付をしていますが、特別徴収の中止処理には時間を要するため、申し出の時期により中止できる年金支払い月が違います）

平成 24 年 4 月から特別徴収を中止して、7 月からの口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、平成 24 年 1 月 31 日(火)までに申し出をしてください。

平成 23 年 4 月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日までの間に 65 歳になられた（なられる）世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、下記の条件をどちらも満たす場合は、平成 24 年度から新たに特別徴収の対象者になります！

下記の条件をどちらも満たす世帯主の方で、平成 23 年 4 月 2 日から 10 月 1 日までに 65 歳になられた方および美波町に転入された方は、原則、平成 24 年 4 月から特別徴収が始まります。また、それ以降に 65 歳になられた（なられる）方および転入された方は、平成 24 年 6 月以降から順次特別徴収が始まります。

※ 4～8 月の特別徴収の金額は平成 23 年度の年税額から計算した金額になります。

＜特別徴収の対象となる条件＞

- ①世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満である世帯の世帯主の方（ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます）
- ②年額 18 万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく 1 つの年金で 18 万円以上であること）。
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の 1/2 を超える場合は対象となりません。

平成 24 年度中に新たに特別徴収の対象者になる予定で、口座振替を希望する方は事前に申し出をお願いします。

平成 24 年 4 月から特別徴収を中止する場合は、平成 24 年 1 月 31 日(火)までに申し出をしてください。6 月以降に対象者となる方も、お早めに申し出をお願いします。（申し出の時期により中止できる年金支払い月が違います）

※特別徴収の場合、年金受給者ご本人がその国民健康保険税を支払ったものとして、所得税や住民税の申告の際に社会保険料控除が適用されます。

【口座振替への変更でご注意いただきたいこと】

1. これまで口座振替をご利用でなかった方は、申し出の前にご希望の金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください。（提出の際に口座の届出印が必要になります）
なお、金融機関に「口座振替依頼書」を提出するだけでは今回の変更手続きとはなりませんのでご注意ください。
2. 口座振替に変更した場合、その分の社会保険料控除は口座振替で支払った方に適用されます。これにより世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。
3. これまでの滞納理由等により、今後も確実な納付が見込めないと判断される場合は、口座振替への変更をお受けできないことがあります。また、変更後に滞納が発生した場合は年金からのお支払いに戻させていただきます。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77 - 3614